



# 令和3年1月13日（水）開催 クリーンウッドを使って 世界と日本の森林を守ろう

## クリーンウッド法について知ろう！

世界で起こっている違法伐採は、木材産地の環境破壊や地球温暖化を進行させる原因となっています。さらに、こうして出された安価な木材は、その国以外の林業経営にも悪影響を及ぼします。日本では2017年9月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が施行されました。クリーンウッドを選び、使い、地球環境を守るために、クリーンウッド法を知っていただく普及啓発セミナーです。



時間

13:30～15:30

場所

ぎふ森林文化センター

3階 東濃桧ホール

〒500-8356 岐阜市六条江東  
2-5-6

講師

（一社）

全国木材組合連合会

常務理事 角 秀敏

定員20名

主催・お問い合わせ

岐阜県木材協同組合連合会

〒500-8356 岐阜市六条江東  
2-5-6 ぎふ森林文化センター内

TEL : 058-271-9941

info@gifu-mokuzai.jp

申込は裏面をご覧ください

令和3年1月13日開催「クリーンウッドを使って世界と日本の森林を守ろう」セミナー  
参加申込票

申込期限 令和3年1月5日（火）

1. 氏 名

---

2. 会 社 名（一般の方は「一般」と記入下さい）

---

3. TEL

FAX

---

4. 貴社、貴団体は （○をうつ）

①クリーンウッド法の登録木材関連事業者で ある ない

②ガイドラインに基づく合法木材認定業者で ある ない

（県木連等の認定業者、ぎふ証明材、ぎふ性能表示材等）

③森林認証制度取得業者で ある ない

（F M認証、C o C認証等）